

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報報告端末機の番号です

税のお知らせ
確定申告が間違っていた
とき・忘れたとき

税務署へ確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次 の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

◎税額を多く 申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求める事ができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。(税務署にも用意しています。)

【期間】 更正の請求書は次の期間に提出してください。
■平成30年分から令和4年分：法定申告期限から5年以内

【期間】 修正申告は、税務署長に提出してください。
■平成30年分から令和4年分：法定申告期限から5年以内

を記入して納税地を所轄する税務署長に提出してください。修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。(税務署にも用意してあります。)

【期間】 修正申告は、税務署長に提出してください。
■平成30年分から令和4年分：法定納期限(令和4年分の所得税及び復興特別所得税は令和5年3月15日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和5年3月31日(金))の翌日から納付するまでの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や、税務署が更正を行う場合には、税務署

を記入して納税地を所轄する税務署長に提出してください。確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告いつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限(令和4年分の所得税及び復興特別所得税は令和5年3月15日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和5年3月31日(金))の翌日から納付するまでの期間について延滞税がかかりますので、ご注意ください。

を記入して納税地を所轄する税務署長に提出してください。修正申告は、税務署長が決定を行いう場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

を記入して納税地を所轄する税務署長に提出してください。確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。なお、修正申告によつて新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに延滞税と併せて納めてください。

を記入して納税地を所轄する税務署長に提出してください。修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。(税務署にも用意してあります。)

◎確定申告を忘れていたとき

税のお知らせ
令和5年度町税等の納付は、口座振替が便利です

町税等(軽自動車税、町道民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料)の納付は、納め忘れのない口座振替をお勧めします。北星信用金庫、北はるか農業協同組合下川支所、郵便局の口座でご利用できます。手続きは、銀行印と納付書をご持参の上、各金融機関または役場税務住民課で行ってください。ただし、郵便局のご利用希望の人は、役場税務住民課では手続きができないので、郵便局でまませんので、郵便局で行ってください。

■お問い合わせ (国税)

◎名寄税務署
☎ 01654-2-2157
国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

■お問い合わせ

税務住民課
税務・収納グループ
☎ 4-2511
内線 114-1115
★ 4-251103
手 続

更正の請求書に必要事項

【手 続】
修正申告書に必要事項